

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×選択又は得点	ファイリング時のチェック
1	遵法性 (産業廃棄物エキスパート・産業廃棄物プロフェッショナル共通)	経営的 事項	行政指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害 廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
3			納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を課税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②～⑩)証明書により、審査する。 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分) ⑦事業所税の納税証明書(直前3年分) ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書(24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書(直前3年分) ※都外に係る②～⑩の納税証明書の提出は不要	—		□
4			マニフェスト	産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)が5年間整理保管され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外	○		【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑨の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地(予定) ⑧運搬終了年月日 ⑨処分終了年月日 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面	—		
5			処理帳簿		産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃棄物処理法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。	○		【基準】 1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～④の事項がすべて記載されていること。 ①収集運搬年月日 ②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿) ②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面	—	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×選択又は得点	ファイリング時のチェック
6	遵法性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号。以下「産業廃棄物処理法施行令」という。) 及び産業廃棄物処理法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理委託契約書に、産業廃棄物処理法施行令及び産業廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑨の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収集運搬業の許可証 (有効期限切れのないこと) の写し等が添付されていること。</p> <p>(共通事項)</p> <p>①産業廃棄物の種類、数量</p> <p>②契約の有効期間</p> <p>③料金</p> <p>④収集運搬業の事業の範囲</p> <p>⑤適正な処理のために必要な情報</p> <p>⑥変更があった場合の伝達方法</p> <p>⑦業務終了時の報告</p> <p>⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項)</p> <p>⑨運搬の最終目的地等</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの (指定したマニフェストと照合する委託契約書)</p> <p>②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等</p>	—		
7	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	透明性	①会社概要情報公開	<p>会社概要をインターネット上で公開している。</p> <p>(法人の場合)</p> <p>法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置</p> <p>(個人の場合)</p> <p>氏名、住所、事業の内容</p> <p>(共通)</p> <p>事業計画の概要、許可証の写し、事業場公開の有無・頻度</p>	○		<p>【基準】</p> <p>1. 会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。</p> <p>(記載説明)</p> <p>○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の運搬量、収集運搬の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。</p> <p>○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。</p> <p>○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. 3. をインターネットによる情報公開に関する確認書 (様式第5号) 及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し (1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し (画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたものを。)</p>	8		□
8	産廃プロフェッショナル共通)	透明性	②施設及びネット処理状況公開	<p>施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。</p> <p>・事業の用に供する施設の概要 (収集運搬車両の種類、数の内訳、運搬車に係る低公害車の導入の状況等)</p> <p>・処理の実績 (直前3年間)</p>	○		<p>【基準】</p> <p>1. 施設 (運搬) 及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>3. 「事業の用に供する施設の概要」及び「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。</p> <p>(記載説明)</p> <p>○「事業の用に供する施設の概要」とは、収集運搬車両の形式、規模・能力という。</p> <p>○「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」とは、運搬車の総数台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。※巻末「参考資料1」により作成して下さい。</p> <p>○「処理の実績」とは、申請の直前3年間において、各月において産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量という。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し (1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し (画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたものを。)</p>	8		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×選択又は得点	ファイリング時のチェック
9	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	透	インターネット (財務諸表公開)	直前3年間分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。 3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し (1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し (画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		□
10			インターネット (料金表公開)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。 2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し (1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し (画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		□
11			電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」 (公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター) が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書 (様式第1号) の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		□
12			自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○		【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書 (様式第6号) 及び様式第6号の添付書面で審査する。	2		□
13	状況	営業自己利益資本比率等	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		□	
14			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
15	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロセス・フェッショナル共通)	財務状況	経常資本利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2% (小数点以下切捨て) 以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
16			流動比率	流動比率が150%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150% (小数点以下切捨て) 以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
17			労働安全衛生	事業規模に応じた労働安全衛生管理体制を確保し、毎年度の安全衛生に係る管理計画表を作成し実施状況を把握している。	○		【基準】 1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。 2. 管理計画表 (研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況) を作成していること。 【書面審査】 1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面 (※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。 ①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図 ②管理計画表 (研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況) (前年度及び今年度分)	6		<input type="checkbox"/>
18	事業運営	労働安全衛生 (現場管理)	労働者に対して定期的に研修・訓練を実施するとともに、職場の労働安全衛生の状況を点検・把握し、問題点の改善に取り組んでいる。	○	○	【基準】 1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。 2. 労働安全衛生について、PDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) を継続的に実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。 2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①～②の書面 (※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。 ①業務マニュアル (作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等) の表題及び目次 ②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋 【現地審査】 1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。 2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①～③ (過去3年間の内で指定するもの) 及び④を用意して下さい。 ①業務マニュアル (作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等) ②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) の活動記録・議事録等 ※自主点検の書面 (例: 安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会 (以下「全産連」という。) のHP参照>、安全パトロール結果等) ③①及び②についての従業員への周知、教育 (外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面 ④労働災害の発生状況に関する自己申告書 (様式第7号) で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	10		<input type="checkbox"/>	
19						作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	○	○	【基準】 1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。 ①車両の種類、作業日時、運行先、収集量、運行者等 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報 (直近3年間のうち指定するもの) を用意して下さい。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×選択又は得点	ファイリング時のチェック
20	安定性 (産廃エキスパート)	事業運営	事業の継続・復旧 (BCP)	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制 (BCP) を確保している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。</p> <p>①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次 (企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p> <p>※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①BCPが分かる内容が記載されている書面 (企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p>	4		<input type="checkbox"/>
21	産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル	管理	団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面 (※更新年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。</p> <p>①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面 (例: 名簿又は会員証等)</p> <p>②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面 (①の団体が全産連の場合は、②の提出は不要)</p>	3		<input type="checkbox"/>
22	産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル (共通)	体制	経営理念	役員等 (幹部・経営層) が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標等を設定し、従業員に周知している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。</p> <p>2. 業務内容 (環境への取組、適正処理・リサイクルの推進) について、説明が出来ること。</p> <p>3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 経営者 (役員、経営層) への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。</p>	8		<input type="checkbox"/>
(合計)								71点	0点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※チェック欄の記入方法: 本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×選択又は得点	ファイリング時のチェック
23	先進的な取組 (環境配慮)	環境	認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	○		【基準】 1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。	4		<input type="checkbox"/>
24			環境に配慮した経営	環境に関する方針を定め、報告書(CSR報告書、環境報告書など)を作成し公開している。		○	【基準】 1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書(例:CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。 【現地審査】 1. 基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。	4		<input type="checkbox"/>
25			技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	○	○	【基準】 1. AIやITなどを活用して、収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいること。 (取組の例) 【事務面】 ・処理契約における電子契約の導入、電子マニフェストの積極的な活用など 【処理面】 ・AIを活用した収集作業の効率化、ICタグ等を活用した廃棄物の追跡など 【その他】 ・安全性又は効率性に係る改善の実施など 【書面審査】 1. 基準1.の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要 【現地審査】 1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		<input type="checkbox"/>
26			自動車環境対策	①「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。 ②低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両を導入している。 ③ZEV(営業車両も含む。)を導入している。	○	○	【基準】 1. エコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいること。 2. 低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両を導入していること。 3. ZEV(営業車両も含む)を導入していること。 【書面審査】 1. 基準1.、2.及び3.を審査する。都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書の写しを提出して下さい。 2. 評価項目番号の8インターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」により基準2.及び3.を審査する。 【現地審査】 1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)	4		<input type="checkbox"/>
27	配慮	省資源	省エネルギーへの取組	①過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けている。 ②省電力、節水など、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。	○	○	【基準】 1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準2.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面	2		<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点×数選択又は得点	ファイリング時のチェック
*28	先進的な取組 (産廃エキスパート)	環境配慮	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。) に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		【基準】 1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所以外の場合) 2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書 (受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面 2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書 (受付印のあるもの) ②提出した計画書が公表されている東京都環境局の公表画面	4		<input type="checkbox"/>
29			再生可能エネルギーの利用	再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用に取り組んでいる。		○	【基準】 1. 自社施設において再エネ設備を設置していること。 2. 再エネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再エネ電力購入使用又は発電した再エネ電力を利用・売却していること。ただし、物品 (ラベル商品) 購入は除く。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再エネ設備の設置状況が分かる書面 ②再エネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4		
30			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。		○	【基準】 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等 (物品購入仕様書、取組方針等)	2		
31			排出事業者への啓発	排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施している。		○	【基準】 1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。	4		<input type="checkbox"/>
(合計)								32点	0点	
産廃エキスパート 60%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。										
【該当しない場合】										
*28	先進的な取組	環境配慮	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都内に事業所を持たない場合は「-」を選択して下さい。				-	-	<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×又は得点	ファイリング時のチェック
1	遵法性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	経営的事項	行政指導	廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令 (大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害 廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法) の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
3			納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を課税等の状況に関する誓約書 (様式第4号) 及び様式第4号に添付した (以下①及び②～⑩) 証明書により、審査する。 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書 (その3の3) ②法人都民税の納税証明書 (直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書 (直前3年分) ④法人事業税の納税証明書 (直前3年分) ⑤固定資産税 (土地家屋用) 及び都市計画税の納税証明書 (直前3年分) ⑥固定資産税 (償却資産用) の納税証明書 (直前3年分) ⑦事業所税の納税証明書 (直前3年分) ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書 (直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書 (24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書 (直前3年分) ※都外に係る②～⑩の証明書等の提出は不要	—		□
4			管理体制	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃棄物処理法施行規則で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外		○	【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑩の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥積替又は保管を行う場所の所在地 ⑦処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑧最終処分の場所の名称、所在地 (予定) ⑨運搬終了年月日 ⑩処分終了年月日 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの (更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面	—	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×又は得点	ファイリング時のチェック
5	遵法性		処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。</p> <p>2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑤の事項がすべて記載されていること。</p> <p>①収集運搬年月日</p> <p>②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</p> <p>③受入先ごとの受入量</p> <p>④運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等</p> <p>⑤積替え又は保管場所ごとの搬出量</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿)</p> <p>②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面</p>	—		
6	産業廃棄物・産廃体	管理	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑪の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収集運搬業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。</p> <p>(共通事項)</p> <p>①産業廃棄物の種類、数量</p> <p>②契約の有効期間</p> <p>③料金</p> <p>④収集運搬業の事業の範囲</p> <p>⑤適正な処理のために必要な情報</p> <p>⑥変更があった場合の伝達方法</p> <p>⑦業務終了時の報告</p> <p>⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等(業の区分ごと定められた事項)</p> <p>⑨運搬の最終目的地</p> <p>⑩積替又は保管の場所の所在地</p> <p>⑪保管できる産業廃棄物の種類、保管上限等</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する委託契約書)</p> <p>②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等</p>	—		
7	シヨナル共通)	制	処理状況報告書	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)又は八王子市が策定している「産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」(以下「八王子市要綱」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物条例又は八王子市要綱に基づく、処理状況報告書を提出していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の写しを提出して下さい。</p> <p>①東京都又は八王子市のWebサイトより該当する項目(直近の半期:10月～3月)が分かる画面(対象期間及び事業概要を含む)</p>	—		□
8	シヨナル共通)		処理施設	事前計画書に基づき、適切に施設を管理している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 新規・更新許可申請時の事前計画書に基づき、適切に施設を管理していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の概要を審査する。以下①～③の書面の写しを提出して下さい。</p> <p>①事前計画書表紙(収受印のあるもの)</p> <p>②保管場所一覧</p> <p>③施設内配置図</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。事前計画書の副本(収受印のあるもの)を用意して下さい。</p>	—		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×又は得点	ファイリング時のチェック
9	安定性 (産廃エキスパート)	透	①	インターネット概要情報公開 会社概要をインターネット上で公開している。 (法人の場合) 法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置 (個人の場合) 氏名、住所、事業の内容 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し 事業場公開の有無・頻度	○		【基準】 1. 会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の運搬量、収集運搬の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたものを。)	8		□
10	産廃プロフェッショナル	明	②	インターネット施設及び処理状況情報公開 施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 ・事業の用に供する施設の概要(収集運搬車両の種類、数の内訳、運搬車に係る低公害車の導入の状況、保管場所の所在地、面積、保管上限等) ・処理の実績(直前3年間)	○		【基準】 1. 施設(運搬及び積替え保管)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 「事業の用に供する施設の概要」及び「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業の用に供する施設の概要」とは、収集運搬車両の形式、規模・能力という。 ○「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」とは、運搬車の総数台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。※巻末「参考資料1」により作成して下さい。 ○「保管場所の所在地、面積、保管上限等」とは、保管場所ごとの所在地、面積、保管を行う産業廃棄物の種類(該当産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限をいう。 ○「処理の実績」とは、申請の直前3年間において、各月において産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量という。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたものを。)	8		□
11	共通			インターネット(財務諸表)情報公開 直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。 3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたものを。)	4		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
12	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	透視性	インターネット情報公開 (料金表等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。</p> <p>2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し (1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し (画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	4		□
13			電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。</p>	4		□
14	産廃プロフェッショナル共通	財務状況	自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0を超えていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。</p>	2		□
15			自己資本比率 営業利益金額等	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。</p> <p>①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。</p> <p>②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
16			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
17			総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2% (小数点以下切捨て) 以上であること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
18			流動比率	流動比率が150%以上である。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150% (小数点以下切捨て) 以上であること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
19	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	事業	労働安全衛生	事業規模に応じた労働安全衛生管理体制を確保し、毎年度の安全衛生に係る管理計画表を作成し実施状況を把握している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。</p> <p>2. 管理計画表 (研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況) 作成していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面 (※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。</p> <p>①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図 (すべて)</p> <p>②管理計画表 (研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況) (前年度及び今年度分)</p>	6		<input type="checkbox"/>
20	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)		労働安全衛生 (現場管理)	労働者に対して定期的に研修・訓練を実施するとともに、職場の労働安全衛生の状況を点検・把握し、問題点の改善に具体的に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。</p> <p>2. 労働安全衛生について、PDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) を継続的に実施していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。</p> <p>2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①～②の書面 (※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。</p> <p>①業務マニュアル (作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等) の表題及び目次</p> <p>②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。</p> <p>2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①～③ (過去3年間の内で指定するもの) 及び④を用意して下さい。</p> <p>①業務マニュアル (作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等)</p> <p>②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) の活動記録・議事録等</p> <p>※自主点検の書面 (例: 安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会 (以下「全産連」という。) のHP参照>、安全パトロール結果等)</p> <p>③①及び②についての従業員への周知、教育 (外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面</p> <p>④労働災害の発生状況に関する自己申告書 (様式第7号) で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面</p>	10		<input type="checkbox"/>
21	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)		作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。</p> <p>①車両の種類、作業日時、運行先、収集量、運行者等、積替え保管の量</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報 (直近3年間のうち指定するもの) を用意して下さい。</p>	6		<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点○× 数選又は 得点	フ ア イ リ ン グ の チ ェ ッ ク
22	安定性 (産廃エクス パート・産 廃プロフェ ッション ヨナル共 通)	事業	処理施設管理	適切な作業環境が構築され維持されている。		○	【基準】 1. 適切な作業環境 (監視装置、計量装置、整理整頓) が構築され維持されている。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①監視カメラ等、トラックスケール等の設置が分かるもの ②整理整頓の取り組みが分かるもの	3		
23			事業の継続・復旧 (BCP)	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制 (BCP) を確保している。	○	○	【基準】 1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次 (企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面 (企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		□
*24		複数の入先の確保	売却を予定している再生資源等について、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。	○			【基準】 1. 積替え保管施設で拾集する再生資源等について、種類ごとの処理ルートが複数確保されていること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。リサイクルフローが確認できる書面の写しを提出して下さい。	2		□
*25		資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。			○	【基準】 1. 売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている、又は売却に係る帳簿等が整理保管されていること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の書面を用意して下さい。 ①売却伝票 ②売却に係る帳簿等	2		
*26		資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。			○	【基準】 1. 積替え保管施設で拾集する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明していること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明していることが確認できる書面	2		
27		施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。			○	【基準】 1. 敷地内 (壁面、屋上等を含む) の緑化に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①自然保護条例対象の場合は、緑化計画書 ②自然保護条例対象外の場合は、緑化の取組状況が分かるもの	2		

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
28	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管	地元・への見の学施設公	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。	○		【基準】 1. 施設の周辺に居住する住民に施設を公開又は施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けていること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。施設公開等を確認できる書面を提出して下さい。	2		<input type="checkbox"/>
29			団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面 (※更新年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面 (例: 名簿又は会員証等) ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面 (①の団体が全産連の場合は、②の提出は不要)	3		<input type="checkbox"/>
30			経営理念	役員等 (幹部・経営層) が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標等を設定し、従業員に周知している。		○		【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容 (環境への取組、適正処理・リサイクルの推進) について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者 (役員、経営層) への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。	8	
(合計)								88点	0点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※チェック欄の記入方法: 本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。 ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										
【該当しない場合】										
*24	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管	複数のリサイクルの受入先の確保	再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。				-	-	<input type="checkbox"/>
*25			資源伝票保管	再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。				-	-	<input type="checkbox"/>
*26			資源の排出者への説明	再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。				-	-	<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数×選択又は得点	ファイリング時のチェック
31	先 進 的 な 環 境 配 慮 組	環 境	認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>
32			環境に配慮した経営	環境に関する方針を定め、報告書(CSR報告書、環境報告書など)を作成し公開している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書(例:CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>
33			技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. AIやITなどを活用して、収集運搬業(積替え保管を含む)における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいること。 (取組の例) 【事務面】・処理契約における電子契約の導入、電子マニフェストの積極的な活用など 【処理面】・AIを活用した収集作業の効率化、ICタグ等を活用した廃棄物の追跡など 【その他】・安全性又は効率性に係る改善の実施など</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p>	4		<input type="checkbox"/>
34			自動車環境対策	①「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。 ②低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両や重機を導入している。 ③ZEV(営業車両も含む。)を導入している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. エコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいること。 2. 低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両や重機を導入していること。 3. ZEV(営業車両も含む)を導入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.、2.及び3.を審査する。都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書の写しを提出して下さい。 2. 評価項目番号の10インターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」により基準2.及び3.を審査する。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)</p>	4		<input type="checkbox"/>
35			省エネルギーへの取組	①過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けている。 ②省電力、節水など、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準2.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面</p>	2		<input type="checkbox"/>

番 号	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配 点	自己評価	
					書 面 審 査	現 地 審 査			点 数 選 択 又 は 得 点	フ ァ イ リ ン グ の チ ェ ッ ク
36	先 進 的 な 取 組	環 境 配 慮	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		【基準】 1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面 2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの) ②提出した計画書が公表されている東京都環境局の公表画面	4		<input type="checkbox"/>
37			再生可能エネルギーの利用	再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用に取り組んでいる。	○		【基準】 1. 自社施設において再エネ設備を設置していること。 2. 再エネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再エネ電力購入使用又は発電した再エネ電力を利用・売却していること。ただし、物品(ラベル商品)購入は除く。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再エネ設備の設置状況が分かる書面 ②再エネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4		<input type="checkbox"/>
38			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。	○		【基準】 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)	2		<input type="checkbox"/>
39			排出事業者への啓発	排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施している。	○		【基準】 1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。	4		<input type="checkbox"/>
(合計)								32点	0点	
産廃エキスパート 60%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※ 該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した得点が基準を満たすこと。(小数点以下切捨て) ※ チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。										

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
1	遵法性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	経営的	行政指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害 廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
3			納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を課税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②～⑩)証明書により、審査する。 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分) ⑦事業所税の納税証明書(直前3年分) ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書(24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書(直前3年分) ※都外に係る②～⑩の証明書等の提出は不要	—		□
4			管理体制	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃棄物処理法施行規則で処分受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※2次マニフェストについても必要事項が記載されていること。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外		○	【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑩の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地 ⑧運搬終了年月日 ⑨処分終了年月日 ⑩最終処分年月日 ※中間処理業者が2次マニフェストを交付する場合 ○2次マニフェストを交付した排出事業者の名称、交付番号等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用してる場合は、JWNETの管理画面	—	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択	○×又は 得点
5	遵法性	管	処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。	○		【基準】 1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～④の事項がすべて記載されていること。 ①受入又は処分年月日 ②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ③受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量 ④処分後の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの（指定したマニフェストと照合する処理帳簿） ②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面	—		
6	産業廃棄物エキスパート・産業廃棄物		委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。	○		【基準】 1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑪の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収処分量の許可証（有効期限切れのないこと）の写し等が添付されていること。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。 (共通事項) ①産業廃棄物の種類、数量 ②契約の有効期間 ③料金 ④中間処理業の事業の範囲 ⑤適正な処理のために必要な情報 ⑥変更があった場合の伝達方法 ⑦業務終了時の報告 ⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) ⑨処分又は再生の場所の所在地 ⑩処分又は再生の方法、処理能力 ⑪最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、処理能力 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの（指定したマニフェストと照合する委託契約書） ②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等	—		
7	プロフェッショナル		処理状況報告書	東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。）又は八王子市が策定している「産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」（以下「八王子市要綱」という。）に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。	○		【基準】 1. 廃棄物条例又は八王子市要綱に基づく、処理状況報告書を提出していること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の写しを提出して下さい。 ①東京都又は八王子市のWebサイトより該当する項目（直近の半期：10月～3月）が分かる画面（対象期間及び事業概要を含む）	—		□
8	共通	処理施設	事前計画書に基づき、適切に施設を管理している。	○	○	【基準】 1. 新規・更新許可申請時の事前計画書に基づき、適切に施設を管理していること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①～⑥の書面の写しを提出して下さい。 ①事前計画書表紙（収受印のあるもの） ②施設内配置図 ③排水処理設備等の図面 ④産業廃棄物の流れ（フロー図） ⑤保管場所（図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等） ⑥生活環境保全上の措置等（整理票） 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。事前計画書の副本（収受印のあるもの）を用意して下さい。	—		□	

番 号	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配 点	自己評価	
					書 面 審 査	現 地 審 査			点 数 選 択 は 得 点	フ ァ イ リ ン ク の チ ェ ッ ク
*9	遵 法 性 （ 産 廃 工 キ ス パ ー ト ・ 産 廃 ブ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル 共 通 ）	管 理 体 制	施設維持管理記録	廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第15条の中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存していること。 ※15条施設以外は対象外</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の状況の概要を審査する。以下①、②の写しを提出して下さい。</p> <p>①平成10年6月16日以前に設置・変更の申請した施設は、廃棄物処理法施行規則第12条の6第9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録が義務付けられた書面（直近の記録様式等が分かるもの）</p> <p>②平成10年6月17日以降に設置・変更の申請した施設は、許可に係る廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」（廃棄物処理法第15条の2の6に基づく変更許可を受けた場合にあっては、変更後のもの）及び実施していることが分かる点検表（直近の記録様式等が分かるもの）</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②（過去3年間の内で指定するもの）を用意して下さい。</p> <p>①平成10年6月16日以前に設置・変更の申請した施設は、廃棄物処理法施行規則第12条の6第9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録が義務付けられた書面</p> <p>②平成10年6月17日以降に設置・変更の申請した施設は、許可に係る廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」（廃棄物処理法第15条の2の6に基づく変更許可を受けた場合にあっては、変更後のもの）及び実施していることが分かる点検表 ※「維持管理記録」については、巻末「参考資料3」を参照</p>	—	□	
*10	透 明 性	（ イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 維 持 管 理 情 報 記 録 公 開 ）	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）3年分をインターネット上で公開している。 （第15条の施設の内、焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象）	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の状況に関する情報（環境測定結果等）直近3年分を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。 ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象。前記の処理施設以外の廃棄物処理法第15条の施設及び14条の施設は対象外</p> <p>2. Webサイト上の該当する項目が、1年に1回以上更新されていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. をインターネットによる情報公開に関する確認書（様式第5号）及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当する項目を公開していることが分かる画面の写し（1ページ）</p> <p>②他社Webサイト上で該当する項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し（画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。）</p>	—	□		

番 号	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配 点	自己評価	
					書 面 審 査	現 地 審 査			点 数 選 択 又 は 得 点	フ ァ イ リ ン ク 時 の チ ェ ッ ク
11	安定性 (産廃エキスパート)	透	① インターネット概要情報公開	<p>会社概要をインターネット上で公開している。 (法人の場合) 法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置 (個人の場合) 氏名、住所、事業の内容 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し、事業場公開の有無・頻度</p>	○		<p>【基準】 1. 会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、処理する産業廃棄物の処理量、中間処理の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。</p> <p>【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	8		□
12	産廃プロフェッショナル共通)	明	② インターネット及びネット処理情報公開	<p>施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 ・事業の用に供する施設の概要(設置場所、設置年月日、処理施設の種類の、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等) ・処理工程図 ・最終処分までの処理の行程(直前1年間の受入量、処分量、保管量、持出量等を含む。) ・処理の実績(直前3年間) ・熱回収の状況(焼却施設、直前3年間) ・処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否</p>	○		<p>【基準】 1. 施設(中間処理)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 「事業の用に供する施設の概要」、「処理工程図」及び「処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否」は、変更後遅延なく更新していること。 3. 「最終処分までの処理の行程」、「処理の実績」及び「熱回収の状況」は、一年に一回以上更新していること。 (記載説明) ○「処理の実績」とは、直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量をいう。 ○「処理工程図」とは、産業廃棄物の種類に応じて脱水、乾燥、焼却等の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程を一つのブロックとしたブロック図等で表し、事業場ごとに作成したものをいう。 ○「最終処分場までの処理の行程」とは、直前1年間において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法、再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における利用方法をいう。 ○「熱回収の状況(焼却施設に限る)」とは、直前3年間において、各月の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び当該焼却施設において、熱回収がされた産業廃棄物の量をいう。 ○「処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否」とは、該当産廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先として予定している者の氏名又は名称及び住所を開示することの可否について公開していること。</p> <p>【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	8		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
13	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	透明性	インターネット情報公開 (財務諸表)	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を、自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。 3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4	○	□
14			インターネット情報公開 (料金表等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。 2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4	○	□
*15			インターネット管理情報公開 (施設の維持管理記録)	施設の維持管理の記録(環境測定結果等)をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。) <第15条第1項による許可を受けた中間処理施設>	○		【基準】 1. 廃棄物処理法第15条の施設(焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く)の維持管理記録(環境測定結果等)の直近3年分を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 ※上記の処理施設以外の廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設及び14条施設は対象外 2. Webサイトに該当する項目の画面が、一年に一回以上更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②の画面の写しを提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	2	○	□
16			インターネット情報公開 (環境保全管理資格者数)	環境保全技術に関する資格者を有し、その資格取得状況(取得者数)をインターネット上で公開している。 <環境保全技術に関する資格: 公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者>	○		【基準】 1. 環境保全技術に関する資格(公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者(士))を有する者が勤務していること。 2. 資格取得状況(取得者数)を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 3. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。環境保全技術に関する資格者が勤務していることが分かる書面等の写しを提出して下さい。 2. 基準2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	2	○	□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
17	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフィール・産廃プロフィール・シヨナル共通)	財務状況	電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		<input type="checkbox"/>
18			自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○		【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。	2		<input type="checkbox"/>
19			自己資本比率 営業利益金額等	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
20			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
21			総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
22			流動比率	流動比率が150%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
23	安定性 (産業廃エキスパ ート・産業廃 プロフエ ッショナル 共通)	事業	労働安全衛生	事業規模に応じた労働安全衛生管理体制を確保し、毎年度の安全衛生に係る管理計画表を作成し実施状況を把握している。 <管理計画表には、研修・訓練及び健康診断等の記載のあるもの>	○		<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。 2. 管理計画表（研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況）作成していること。 <p>【書面審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面（※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの）の写しを提出して下さい。 ①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図（すべて） ②管理計画表（研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況）（前年度及び今年度分） 	6	○	□
24			労働安全衛生（現場管理）	労働者に対して定期的に研修・訓練を実施するとともに、職場の労働安全衛生の状況を点検・把握し、問題点の改善に具体的に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。 2. 労働安全衛生について、PDCA（計画、実施、自主点検、改善・是正）を継続的に実施していること。 <p>【書面審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。 2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①～②の書面（※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの）の写しを提出して下さい。 ①業務マニュアル（作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等）の表題及び目次 ②安全衛生等のPDCA（計画、実施、自主点検、改善・是正）の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋 <p>【現地審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。 2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①～③（過去3年間の内で指定するもの）及び④を用意して下さい。 ①業務マニュアル（作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等） ②安全衛生等のPDCA（計画、実施、自主点検、改善・是正）の活動記録・議事録等 ※自主点検の書面（例：安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会（以下「全産連」という。）のHP参照>、安全パトロール結果等） ③①及び②についての従業員への周知、教育（外部研修含む）、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面 ④労働災害の発生状況に関する自己申告書（様式第7号）で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面 	10	○	□
25			作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	○	○	<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。 ①産業廃棄物の種類、作業日時、受入量、処分方法、処分量、排出量、排出先、作業従事者等、 <p>【書面審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。 <p>【現地審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報（直近3年間のうち指定するもの）を用意して下さい。 	6	○	□
*26			処理施設（法外）の記録	処理施設（廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けたものを除く。）の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。	○	○	<p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理法第14条の処理業の許可を受け、産業廃棄物の処分を行う施設（廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けたものを除く。）の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存していること。 <p>【書面審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. の状況の概要を審査する。以下①を提出して下さい。 ①該当する処理施設の維持管理に関する定期点検・検査の記録がされた書面（直近の記録様式等が分かるもの）の写し <p>【現地審査】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準1. を審査する。以下①（過去3年間の内で指定するもの）を用意して下さい。 ①該当する処理施設の維持管理に関する定期点検・検査の記録がされた書面 	2	○	□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価		
					書面審査	現地審査			点数選択 ○×又は 得点	ファイリング 時のチェック	
27	安定性 (産業廃棄物)	事業	監督者常駐	安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。		○	【基準】 1. 処理施設において、監督者を常駐させ適切な管理運営をしていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①監督者の常駐が確認できる書面（組織図等）	2			
28			処理施設管理	適切な作業環境が構築され維持されている。		○	【基準】 1. 適切な作業環境（監視装置、計量装置、整理整頓）が構築され維持されている。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①監視カメラ等、トラックスケール等の設置が分かるもの ②整理整頓の取り組みが分かるもの	3			
29			運営	事業の継続・復旧（BCP）	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制（BCP）を確保している。	○	○	【基準】 1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。） ※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。）	4		□
*30			産業廃棄物	複数の受入先	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。		○	【基準】 1. 常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。（リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は対象外） 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。リサイクルフローが確認できる書面の写しを提出して下さい。	2		□
*31			管理	資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。		○	【基準】 1. 売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている、又は売却に係る帳簿等が整理保管されていること。（再生資源等を取り扱っていない場合は対象外） 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①売却伝票 ②売却に係る帳簿等	2		
*32	体制	資源の排出者へ	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。		○	【基準】 1. 処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明していること。（再生資源等を取り扱っていない場合は対象外） 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明していることが確認できる書面	2				
33	共通	制	最終処分までの条件把握	確保している最終処分までの施設の許可条件、受入条件、残存容量について常に把握している。		○	【基準】 1. 処分後の産業廃棄物について、搬出から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（受入条件、処分状況、残存容量等）を把握していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①処分先との委託契約書と許可証（写） ②処分先の処分状況等について把握したことが分かる書面等	2			
34			施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。		○	【基準】 1. 敷地内（壁面、屋上等を含む）の緑化に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①自然保護条例対象の場合は、緑化計画書 ②自然保護条例対象外の場合は、緑化の計画及び現状の確認	2			

番 号	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配 点	自己評価	
					書 面 審 査	現 地 審 査			点 数 選 択 得 点	フ ァ イ リ ン グ 時 の チ ェ ッ ク
35	安定性（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通）	管 理 体 制	公地 元 ・ 見 の 学 会 設	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。	○		【基準】 1. 施設の周辺に居住する住民に施設を公開又は施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。施設公開等を確認できる書面を提出して下さい。	2		□
36			団 体 へ の 加 入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面（※更新年月日が記載されたもの）の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面（例：名簿又は会員証等） ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面（①の団体が全産連の場合は②の提出は不要）	3		□
37			経 営 理 念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標等を設定し、従業員に周知している。	○		【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容（環境への取組、適正処理・リサイクルの推進）について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者（役員、経営層）への聞き取りにより、基準1.、2.、及び3.を審査する。	8		
（合計）								98点	0点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								（得点÷配点＝得点率）		0%
※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。（小数点以下切り捨て） ※チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										
【該当しない場合】										
*9	遵 守	管 理 体 制	管 理 施 設 記 録 持 続	廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設に該当しない場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*10	法 性	透 明 性	情 報 開 示 の 管 理 記 録 （ 施 設 ）	焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*15	安 定 性 （ 産 廃 エ キ ス パ ー ト ・ 産 廃 プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル 共 通 ）	透 明 性	情 報 開 示 の 管 理 記 録 （ 施 設 ）	焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿溶融施設、PCB処理施設を除く廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*26	事 業 運 営	事 業 運 営	（ 法 外 ） の 記 録 （ 施 設 ）	廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設の場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*30	管 理 体 制	管 理 体 制	入 保 先 の 受 取 保 証	リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*31	管 理 体 制	管 理 体 制	資 源 保 管 伝 票	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。				-	-	
*32	管 理 体 制	管 理 体 制	排 出 者 へ の 説 明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。				-	-	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択又は得点	ファイリング時のチェック
38	先 進 的 な 取 組	環 境 配 慮	認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。登録証等の写し（有効期間内のもの）を提出して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>
39			環境に配慮した経営	環境に関する方針を定め、報告書（CSR報告書、環境報告書など）を作成し公開している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書（例：CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等） ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>
40			技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. AIやITなどを活用して、中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいること。 （取組の例） 【事務面】・処理契約における電子契約の導入、電子マニフェストの積極的な活用など 【処理面】・AIを活用した中間処理の効率化、資源化の推進など 【その他】・安全性又は効率性に係る改善の実施など</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。） ①中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。）</p>	4		<input type="checkbox"/>
41			重機等の環境対策	低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。重機（特殊自動車）の稼働時には、環境に配慮して行っている。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 中間処理施設で使用する重機においては、低公害型重機（特殊自動車）を導入していること。 2. 施設で使用する低公害型重機の導入状況表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。 3. 基準2.の項目は、変更後遅延なく更新していること。 4. 重機（特殊自動車）の稼働時には、環境に配慮していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表を公開していることが分かる画面の写し（1ページ） ②他社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し（画面上のリンク箇所に赤で丸印囲ったもの。）</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 4. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①導入している低公害型重機が確認できる書面（仕様書等） ②重機の稼働状況が分かる書面</p>	4		<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択は	ファイリング時のチェック
42	先進環境配慮	省資源・省エネルギーへの取組	省資源・省エネルギー	①過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けている。 ②省電力、節水など、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。	○	○	【基準】 1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面	4	○	□
43			地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		【基準】 1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面 2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの) ②提出した計画書が公表されている東京都環境局の公表画面	4	○	□
44			再生可能エネルギーの利用	再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用に取り組んでいる。		○	【基準】 1. 自社施設において再エネ設備を設置していること。 2. 再エネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再エネ電力購入使用又は発電した再エネ電力を利用・売却していること。ただし、物品(ラベル商品)購入は除く。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再エネ設備の設置状況が分かる書面 ②再エネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4	○	□
45			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。		○	【基準】 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)	2	○	□
*46			性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。		○	【基準】 1. 受入産業廃棄物及び再生資源の性状を自社又は外部で分析できる体制があること。 ※性状分析の必要がない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①自社で分析していることが分かる書面 ②外部の分析機関において、分析していることが分かる書面	3	○	□
*47	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険		○	○	【基準】 1. 産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入していること。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 ※15条施設及び14条施設でも近隣に環境影響を及ぼすおそれのある施設が対象 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の補償内容が分かる書面の写しを提出して下さい。 ①環境汚染賠償責任保険証、土壌汚染浄化費用負担保険証、請負業者用環境汚染賠償責任保険証等 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。保険証書を用意して下さい。 2. 基準1. の対象外施設であることを確認します。	3	○	□	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択は	ファイリング時のチェック
48	先進的環境配慮組	環境配慮	排出事業者への啓発	排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施している。	○		【基準】 1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。	4	○	□
*49			自主的な生活環境への影響評価	廃棄物処理法第15条の2第1項第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。		○	【基準】 1. 廃棄物処理法第15条のすべての処理施設を対象として、法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全に配慮していること。(法第14条施設は、対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の書面を用意して下さい。 ①自主的な生活環境影響評価の実施記録(測定記録等)	3		
50			ゼロエミッションへの取組	最終処分量を減らすために、処理過程におけるゼロエミッションに取り組んでいる。		○	【基準】 1. 処理過程において、最終処分量を減らすためにゼロエミッションに取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①ゼロエミッションの取組が確認できる書面(処理工程図及びリサイクル率の推移等が分かるもの)	3		
(合計)								46点	0点	
産廃エキスパート 60%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。										
【該当しない場合】										
*46	先進環境	環境配慮	性状分析	性状分析の必要がない廃棄物を扱っている場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	
*47	先進環境	環境配慮	環境賠償加入責任	事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*49	先進環境	環境配慮	自主的な生活環境への影響評価	廃棄物処理法第14条施設は、対象外 「-」を選択して下さい。				-	-	□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。
					書面審査	現地審査		
1	専門性（感染性廃棄物）	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。	○		【基準】 1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面（管理規程等）を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。	○		【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。	○		【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。 ①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ②感染性廃棄物の取扱いに関する知識及び技能 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	<input type="checkbox"/>
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。	○		【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	<input type="checkbox"/>
5			ICTタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	○		【基準】 1. ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>
6		車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。	○		【基準】 1. 収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造であること。 2. 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用し、感染性以外の廃棄物を同時運搬する場合は運搬車両に仕切りを設ける等の措置を講じていること。 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. 2. が分かる運搬車両	<input type="checkbox"/>	
7		危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	○		【基準】 1. 収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両	<input type="checkbox"/>	
8		廃棄物処理	受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。	○		【基準】 1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	<input type="checkbox"/>
9		混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。	○		【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両	<input type="checkbox"/>	
10		容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。	○		【基準】 1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面 ②運搬容器等	<input type="checkbox"/>	

必須

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。
					書面審査	現地審査		
1	専門性 (感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和4年6月)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。	○	【基準】 1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和4年6月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>	
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。	○	【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>	
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。	○	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。 ①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ②感染性廃棄物の取扱いに関する知識及び技能 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	<input type="checkbox"/>	
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。	○	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	<input type="checkbox"/>	
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。	○	【基準】 1. 施設に廃棄物の管理者が常時置かれていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)	必須 <input type="checkbox"/>	
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	○	【基準】 1. ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>	
7			車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。	○	【基準】 1. 収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造であること。 2. 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用し、感染性以外の廃棄物を同時運搬する場合は運搬車両に仕切りを設ける等の措置を講じていること。 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. 2. が分かる運搬車両	<input type="checkbox"/>	
8			危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	○	【基準】 1. 収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両	<input type="checkbox"/>	
9			腐敗防止	感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	○	【基準】 1. 感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の状況が分かる施設、保管量を把握管理する書面を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。	
					書面審査	現地審査			
10	専門性 (感染性廃棄物)	廃棄物処理	受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。		○	【基準】 1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	必須	<input type="checkbox"/>
11			保管量	感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入している。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる積替・保管場所及び保管量を管理する日報等		<input type="checkbox"/>
12			混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じていること。 【基準項目】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両及び積替・保管場所		<input type="checkbox"/>
13			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面 ②運搬容器等		<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。
					書面審査	現地審査		
1	専門性 (感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和4年6月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。		○	【基準】 1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和4年6月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>
2			手順書	感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。 ①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ②感染性廃棄物の取扱いに関する知識及び技能 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	<input type="checkbox"/>
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	<input type="checkbox"/>
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。		○	【基準】 1. 施設に廃棄物の管理者が常時置かれていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)	<input type="checkbox"/>
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○	【基準】 1. ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。	必須 <input type="checkbox"/>
7		廃棄物処理	危機管理	施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。		○	【基準】 1. 施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる施設の状況確認	<input type="checkbox"/>
8			腐敗防止	感染性廃棄物の中間処理までの保管に当たっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物の中間処理までの保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の状況が分かる施設等を用意して下さい。	<input type="checkbox"/>
9			受入確認	廃棄物の受け入れに当たっては、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等にも注意が払われている。		○	【基準】 1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	<input type="checkbox"/>
10			保管量	施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理している。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っている。		○	【基準】 1. 施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理していること。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っていること。また感染性廃棄物が他のものと混合しないように保管されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる保管場所及び保管量を管理する日報等	<input type="checkbox"/>
11			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。		○	【基準】 1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	<input type="checkbox"/>